

中国の環境法制度の展開と問題点に関する一考察 —環境保護法を中心に—

李 香 丹

Abstract

This paper focuses on Chinese Environmental Protection Act, and aims at providing an answer to development and problems of system of Chinese environmental law. At First, paper introduces social background about China and understanding the whole context of environmental pollution to get a clear picture in historical progress. Secondly, looks at view the problem of the system of Chinese environmental law. Finally, focuses on the construction and content of Chinese Environmental Protection Act and refers to the tasks ahead.

キーワード……環境問題 環境法制度 環境保護法

はじめに

第2次世界大戦後、国際社会において先進国を中心に急速な経済成長を遂げており、それに伴い深刻な公害問題を引き起こした。ただ、当初このような公害問題はあくまでも一国内の環境問題として認識されており、その解決に向けて国内の実情に即した規制措置が講じられた。ところが、1960年代以降になると国境を越えた大気汚染や水質汚濁など、その影響が国境を越えて広範囲にわたって拡大するなど、地域的・地球的な環境問題が顕在化し始めたのである。その典型的な国際環境問題として地球温暖化、海洋汚染、オゾン層破壊、酸性雨などの越境大気汚染、砂漠化、生物多様性の喪失などが挙げられる。このような地域的・地球環境問題に対し、国際社会では1972年に開催された国連人間環境会議を皮切りに環境問題への関心が寄せられ、その20年後の1992年に採択されたリオ宣言は、国際的な取り組みへの必要性がさらに浮き彫りになった。こうした地域的・地球的環境問題に対する国際的な動きを背景に、多くの国家において環境保護意識が高まる大きなきっかけとなると共に、環境問題に対する本格的な法制度が整備されることになる。中国もそのうちの一つの国家として、1970年代以降から環境保護意識の向上と共に、環境法制度が本格的に整備されるようになる大きな契機となった。

中国はこれまで環境保護法、環境影響評価法、大気污染防治法、水污染防治法、環境騒音污染防治法、固体廃棄物汚染環境防治法と放射能污染防治法など9つの環境保護に関する法制度が整備された。また、省エネルギー法、土地管理法、水法、森林法、草原法、鉱山資源法、石

炭法、電力法、クリーン生産促進法など 17 の資源節約と保護に関する法制度が整備されている。さらに、環境や資源保護と関連する行政法規が 50 余り、地方法規や部門規章及び政府規章が 660 余り、国家標準が 800 余り等、多くの環境関連法規が整備されている。それに、中国は資源節約と環境保護領域の国際協力を重視し、気候変動に関する国際連合枠組み条約（以降「気候変動枠組み条約」と称する）、生物の多様性に関する条約（以降「生物多様性条約」と称する）など 30 余りの国際環境と資源環境に関する条約が締結され、条約の義務を積極的に履行している。このように 1979 年の環境保護法(試行法)から始め、今日に至るまで 30 年余りが経過しており、その間発生する環境汚染問題に対処するための法制度が数多く整備され、環境問題の解決に大きな役割を果たした。しかし、数多くの法制度が整備されているにもかかわらず、大気汚染や水質汚濁などの環境問題は依然として深刻であり、急を要する大きな課題である。特に、急速な経済成長に伴う環境法制度の問題点が多く提起されている。

そこで本稿は、まず、中国の社会的背景を踏まえたうえで環境汚染の現状を把握し、その過程で生み出された環境政策の展開を視野にいれつつ、環境法制度の歴史的展開を把握する。次に、現行の環境法制度の体系を整理し、環境法制度の問題点を検討する。最後に、環境保護法についてその構成と内容を把握すると共に、今後の問題点と法改正の必要性について探る。

I 環境法制度の歴史的展開

中国における環境法制度の歴史的展開は、中国の政治、経済、社会発展の情勢と緊密に関連している。そのため、法制度の展開を明らかにするために、まず、建国後の社会情勢による環境問題と、社会主義計画経済から社会主義市場経済へと転換する大きなきっかけとなった改革開放政策以降の経済発展と環境問題に分けて把握する。次に、それを踏まえて環境問題に対処するための法制度の展開を探る。

1. 経済発展と環境問題

1. 1 建国後の社会情勢と環境問題(1949 年～1970 年代)

中国は第 2 次世界大戦後、数年間の内戦を経て 1949 年に建国し、国家は戦争直後の貧困から逸脱して経済強国になるための経済優先政策を打ち出し、国民は貧しい生活から脱出することが至上の目的であった。そのため、国家及び国民の環境保護意識がなく、国による環境汚染を解決するためのシステムもなかった²⁾。特に、1958 年毛沢東思想に基づいて社会主義建設運動の「大躍進」³⁾が推進され、そこでは経済の高度成長（特に鉄と穀物）で先進国に追いつくという目標が掲げられた。例えば、10～15 年まで共産主義に移る条件をつくり、5 ヶ年計画を 8～10 回やればアメリカの経済を追い越し、15 年でイギリスに追いつけるという無理のある政策

が取られた。その結果、大量生産・大量消費が行われ、環境汚染が急速に悪化しただけでなく、大勢の人々が死亡するといった結果を招いた⁴⁾。「大躍進」時代で生じた環境汚染に加えて、その後の1966年から行われた文化大革命では量のみこだわり、質を無視した大量生産が行われた。その結果、大量のエネルギーが浪費され、森林の破壊、水質汚濁、大気汚染などの深刻な環境汚染や生態系破壊がさらに悪化したのである⁵⁾。こうした無理のある経済政策は経済を停滞させただけでなく、生態環境に深刻な影響を与えた。しかし、当初の中国政府は社会主義国家に環境問題が存在することを認めていなかった。それは、人民の幸福を満足させることを目的とする社会主義国家と異なって、資本主義国家は個人の利潤を追求するため、労働者や農民の厚生を考えず、環境を破壊することに躊躇しないと認識したためである⁶⁾。

ところで、環境問題に対し1950年代から文化大革命が終焉を迎えるまで、国土、気象、鉱山などに対する統計は実施していたが、環境に関する統計という概念は1970年代末までまだ形成されていなかった。そのため、建国当初から1970年代に至るまで、環境問題に対する状況は把握することができていなかった。ただし、産業構造などによる汚染物質の排出、また今日に至るまで未だに存在するかつての環境破壊による痕跡などにより環境問題の状況を推測するといったことに留まっている。これは、当初、経済規模がまだ大きくなかったため、環境問題は局地的な問題に留まったことと思われる。環境問題に対する本格的な統計は、1979年国务院環境委員会により全国3,500余りの大中小企業を中心に環境基本状況に対する調査が行われ、1980年に入って国务院環境保護委員会と国家統計局により、ようやく環境保護に関する統計制度が設けられた⁷⁾。

すなわち、中国は建国当初から不安定な社会情勢を背景に無理のある経済発展政策により、自然資源と生態系バランスが著しく破壊されたことがうかがえる。この頃に掲げられた経済優先政策は、先進国で数百年にわたって段階的に行われた産業革命を、数十年で実現しようとするといった無理のある政策であったことが明らかである。それに、当初の生態系破壊や環境汚染は、今なお回復できないところが数多くあるとされている。

1. 2 経済発展と環境問題

上記で述べたように、中国は第2次世界大戦の終焉と共に国内では内戦が勃発し、1949年に建国したが、その後の「大躍進」や文化大革命などといった政治的イデオロギーにより、経済的・社会的に不安定な時期があった。そのため、経済規模が大きくなり、環境問題も局地的に留まったことがうかがえる。しかし、1970年代に入って文化大革命が破綻に向かうと共に、国内では大連湾汚染による魚介類の死亡や官庁ダムの汚染で魚類が異臭を発したことなど、深刻な環境問題が発生した。特に、当初周恩来が日本の著名な公害記者と会見後に、国内にも水俣病問題があることを認識し、環境問題を重視し始めた⁸⁾。同時に、1972年6月に開かれた国連人間環境会議に、当時の周恩来総理が率いる中国政府代表団が初めて参加した。同会議を通じ

て初めて環境問題のグローバル化を認識するとともに、先進国における環境保護理念を確認することができた。

このような国際会議を契機に、1973年8月に国務院による第1回全国環境保護会議が開かれ、そこでは国内最初の環境保護に関する文書である「環境の保護と改善に関する若干の規定（試行草案）」⁹⁾¹⁰⁾が採択された¹¹⁾。同会議の開催は、かつて社会主義国家には環境問題が存在しないという認識から、国内に深刻な環境問題が存在するというを公式的に公表したこととなる。したがって、同会議は国務院による最初の環境会議ということに意味があるだけでなく、国家にとって環境保護への意識を高める大きなきっかけとなった。

ところで、1978年の改革開放政策は社会主義計画経済から社会主義市場経済へとシフトすると共に、急速な経済成長を遂げることになる。その結果、1990年代に入って「世界工場」となり、2001年には世界貿易機関（以下「WTO」と称す）に加入するとともに「世界市場」、そして2010年にはアメリカに次ぐ世界第2位の経済規模を誇っている。そのうち、2001年に加入したWTOは国内における地域的な対外開放から、グローバルな対外開放へとシフトされていくきっかけとなり、経済成長は新たな発展段階に突入した。しかし、このような急速な経済成長に伴い、公害問題を始め、都市・生活型環境問題、さらに地球環境問題などが集中的かつ複雑化して現われることに加えて、国内では自然災害が頻発した。自然災害において2009年に公表した中国政府白書の「中国災害削減行動」では、1990～2008年の19年間の自然災害は2000億円の経済損失をもたらしたと公表した。そのうち、大気汚染による経済損失だけでも毎年、中国GDPの3～7%を占めているという統計も出されている¹²⁾。

このように中国は国内の急速な経済成長に伴う環境汚染問題に加え、自然災害の多発など、環境問題は中国が抱えている大きな課題であると共に、取り急ぎ解決しなければならない課題である。例えば、大気汚染問題において、国内では石炭を中心としたエネルギーの消費構造が原因で、二酸化硫黄による大気汚染が深刻である。そのため、これまで二酸化硫黄を削減するために大気污染防治法に基づき、「既存火力発電所二酸化硫黄の第11次5カ年計画（2007年）」、「国家酸性雨と二酸化硫黄防止の第11次5カ年計画（2008年）」の施行による二酸化硫黄の削減を図ってきた。その結果、二酸化硫黄は第11次5カ年計画で掲げられた拘束性のある目標を達成しており、それを踏まえて第12次5カ年計画（2011年）では再び拘束性のある目標値を掲げている。特に、第12次5カ年計画では二酸化硫黄に加え、窒素酸化物を総量規制の対象物質として取り入れており、主に電力、製鉄、セメント、工業ボイラーなど固定汚染源に対する総量規制が実施される。このように、これまで深刻な大気汚染問題である二酸化硫黄の大幅な改善に向けて、法的拘束性のある数値目標が掲げられ、着実に目標を達成してきた。しかし、全体的汚染状況から見た時、従来型の環境問題に対する抜本的な改善がない状態で、自動車排気ガスによる汚染物質、とりわけ、PM2.5のような複合型の大気汚染問題が深刻であり、取り急ぎ解決しなければならない大きな課題である。

すなわち、目覚ましい経済発展は、国内において人々の生活を豊かにしているが、その一方では経済成長に伴う環境問題は人々の健康に大きな影響を与えている。また、国際社会においては、経済大国として経済、政治、環境などの面でリーダーシップが求められ、諸般の責任が大きくなっている。このような対内外の圧力の下で、環境問題において国内外的取組みが求められ、国内において環境立法や行政組織等が整備されており、そして国際的には国家間環境協力や環境条約などを通じて、環境の保護と改善を図ってきた。

2. 環境法制度の形成と展開

中国における環境法制度の形成は、1972年の国連人間環境会議を契機に、その翌年に開かれた第1回全国環境保護会議を皮切りに、本格的な環境法制度が整備され始めた¹³⁾。そこで、ここでは1970年代から制定された環境法制度の形成過程に関する歴史的考察を通じて、その環境法制度に対する理解を目的に、法制度の形成と展開を具体的に述べる。

2. 1 環境法制度の形成

前述したように、建国後一連の不安定な社会情勢や無理のある経済政策は、経済発展を遅らせただけでなく、森林破壊や大気汚染などの環境問題をもたらした。ただ、当初、中国政府は経済発展を最優先課題としたため、環境保護意識は乏しかったと思われるが、自然資源保護に関する環境法規が存在していた。例えば、1963年の「森林保護条例」や「鉱産資源保護条例」などが制定された。しかし、当初環境保護意識が低く、環境保護を目的とする専門的な法規は制定されなかった¹⁴⁾。こうした背景の下で、本格的な環境法制度が形成され始めたのは、1970年代に入ってからである。

中国における環境法制度の形成は1970年代の初期から1990年代の初期までと見ることができる。上記で述べたように、中国は建国直後、国内の社会的情勢を背景に経済発展を重要な課題とし、環境保護意識はなかったと言えるが、1970年代に入って環境問題を取り上げるようになった。その大きなきっかけとなるのが、1972年に開かれた国連人間環境会議であり、その翌年の1973年8月、第1回全国環境保護会議が北京で開催され、そこで「環境の保護と改善に関する若干の規定（試行草案）」が制定された。ただし、同会議は中央政府である国務院が主催したのではなく、国家計画委員会が設置され、その組織の中で行われた会議であった。1974年には「国務院環境保護指導小組」が設置され、そこでは「環境保護の十年計画について」、「環境計画要点」また「三同時制度」¹⁵⁾などの環境計画、また環境保護に関する国家基準や汚染排出基準に関する具体的な規定が公布された。しかし、このような政策は初期段階にあり、各関連機関は計画による目標達成を目的に執行するだけに留まり、環境問題を改善するための関連機関の積極性は見られなかった。それに、環境管理制度が制定されても、資金の逼迫、不十分な

監督力により政策の執行力を低下させた¹⁶⁾。すなわち、国務院環境保護指導小組は主に環境保護に関する方針や政策、行政法規の制定、国家環境計画の策定などを行う組織であったが、設立してから9年間に2度しか会議が開かれず、環境保護行政を所管する組織として十分に機能せず早くも1982年に廃止された¹⁷⁾。

こうした背景の下で、環境法制度が本格的に形成され始めるのは、1978年の3月に改正された憲法が大きなきっかけとなる。憲法第11条第3項では、「国家は環境と自然資源を保護し、汚染とその他の公害を防止する」と規定している。環境問題を憲法で明確に規定した背景には、第1回全国環境保護会議から環境汚染がさらに深刻になったこと、また、1978年の改革開放政策は経済発展を最優先する政策であったことから、経済成長による環境問題への対応が必要とされることを中央政府が認識していた、といったことが考えられる¹⁸⁾。特に、第4次5カ年計画(1971~1975)の推進によって、環境破壊が放置できない状態にまで進行した。これに対し環境破壊の歯止めをかけようとする中国政府の認識を背景に、1979年の第5期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で、近代化経済建設保障措置の一環として、環境保護法（試行法）が採択された¹⁹⁾。環境保護法（試行法）の制定は、法律上初めて各部門や各級政府に国民経済と社会発展計画を制定する際、環境保護の必要性を強調しただけでなく、環境と経済社会協調を実現するために法的根拠を提供したことで意義がある²⁰⁾。試行法の制定にあたって、当初環境分野における法律が本格的に形成されなかったことや中央指導者と大衆がその制定を強く望んだという指摘もある。その背景に、国による「四つの現代化」を推進しなければならない時点で、各地で公害問題が発生したことや日本の水俣病、そして西ドイツのライン河汚染問題など、国際社会で発生する環境問題を目の当たりにして、法制度を整備する必要があると判断され環境保護法が制定されたことと思われる²¹⁾。

特に、環境保護法（試行法）では汚染者が処理する（原文：「谁污染，谁治理」）という汚染者負担責任を規定しており（第6条第2項）、環境行政の役割は政策などの執行を監督し、検査・督促することである（第26条、第27条）とした。また、環境行政部門が従来の汚染を処理する役目を担ったのに対し、汚染原因者が自ら汚染を処理するという規定が設けられた。つまり、行政は環境汚染を処理する役目から管理する役目へと転換することが法律上で明示されたのである²²⁾。このように環境保護法（試行法）の制定により、経済建設と近代化を目標に環境汚染の未然防止原則と汚染者負担の原則（汚染者が処理する）が確立された。そして、その後環境保護法（試行法）として環境影響評価制度、「三同時」制度、「汚染物質排出費」徴収制度などが導入された。環境保護法（試行法）ではあったが、国家の環境保全の基本方針や基本政策を示した最初の環境保全に関する基本法とされる法制度として重要な意義を持つ。このように環境保護法(試行法)は1973年に開催された第1回全国環境保護会議から、比較的早い段階で環境問題に対する立法措置として登場することになった。

1981年に入って国務院環境保護指導小組は、湖南省や上海などの地域で環境紛争が発生し、

その原因は各種の既存汚染源により引き起こされたという報告をした。それゆえ、国内で生じた環境紛争に対処するために、1982年12月に第5期全国人民代表大会第5回会議で承認された第6次5カ年計画(1981~1985)では、「既存の汚染源に対して段階的に管理し、新たな汚染源に対して三同時制度の実施を行う」など、具体的な対処方法が盛り込まれた。また、環境保護法(試行法)第18条に基づいて、「排污費徴収暫定弁法」²³⁾が1982年国務院により公表された²⁴⁾。

1983年に開催された第2回全国環境保護会議では、改革開放政策により経済が飛躍的に発展した反面、環境汚染が表面化したこと、また外国で生じた環境問題の経験に鑑み、国務院は「環境保護は国家の基本国策」²⁵⁾であると発表した。その取組みとして、「環境建設・経済建設・社会建設」、いわゆる「三統一」²⁶⁾を「企画・実施・発展」(「三同步」²⁷⁾)を同時に発展させる方針を打ち出した。また、この会議では環境保護の方針、環境管理の強化、2000年までの環境保護目標を提示し、環境汚染防止、自然資源の保護、国土整備や環境管理などに関わる各分野での法律や条例などが相次いで制定された。このように、同会議を契機に本格的に環境法制度が整備されるとともに、環境保護が中国の経済成長戦略において重要な位置づけを占めることとなった。特に同会議は、まず、第1回全国環境保護会議は国家計画委員会を中心に開催されたのに対して、第2回環境保護会議は国務院の主導で開催されたこと、次いで、中央政府の環境保護への認識の向上、環境保護が経済発展の中で重要な地位を確立したこと、最後に、社会経済の発展の中で、環境保護も同時に行われたことなどに大きな意義を持つ²⁸⁾。

1980年代に入ってさらに、多くの環境法制度が形成された。例えば、1984年「水污染防治法」、1985年「草原法」、1987年「大気污染防治法」、1988年「水法」など、多くの環境保護単項法規が連続して制定された。1988年には「国家環境保護局」を「国家環境保護総局」として国務院の直屬機関に格上げ、翌年の1989年には第2回全国環境保護会議を踏まえて、第3回全国環境保護会議が開催され、さらに管理制度の拡張と実施が行われた²⁹⁾。同時に1979年の環境保護法(試行法)の制定から10年後の1989年には「環境保護法」が正式に制定された。環境保護法の制定は、環境保護に関する法律が中国にとって環境保護事業の重要な根拠になり始めたと言える。また、1990年に「環境保護事業の一層の強化に関する国務院の決定」(原文:「国務院关于进一步加强环境保护工作的決定」)が発表された。環境保護法規を厳しく執行することを強調し、法にしたがって有効な措置を取ることで工業汚染を防治し、汚染物質排出強化制度、環境影響評価制度、三同時制度など8つの項目に対し、環境管理制度を実施し、さらに環境保護目標責任制度の構築を組み込んでいる³⁰⁾。すなわち、1980年代に入って従来の単純な環境問題に対する事後の改善から、経済、社会及び環境に対し調和のとれた環境法制度の発展段階へ突入した。

さらに、環境保護は国内における法制度の整備だけでなく、国際協力分野においても著しい成果を見せた。1991年の6月に中国のイニシアティブで、北京で環境と開発に関する閣僚会議

を開催し、「北京宣言（環境と開発に関する北京閣僚宣言）」が採択された。その翌年の 1992 年にはブラジルのリオ・デジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議（別称：地球サミット）」に参加し、同会議で採択された気候変動枠組み条約に署名した。また、日本や韓国を含む 30 余りの国家と環境協力協定を制定し、北東アジア環境協力等の環境会議にも参加した。それに、1992 年に「中国環境と発展国際協力委員会」を発足させ、環境保護と国際協力への参加に対し更なる進展を図った。同年、國務院総理の李鵬は環境と開発に関する国連大会に出席し、「中国アジェンダ 21—中国 21 世紀人口、資源と発展白書」を發布した。その翌年の 1993 年の 3 月には、全国人民代表大会に環境と資源保護委員会の成立と「中国環境と資源保護法体系の枠組み」を提出するなど、中国における環境資源立法も新たな段階に入ったのである³¹⁾。

すなわち、1972 年に開かれた国連人間環境会議を契機に、環境問題に対する単純な事後の改善から憲法及び環境保護法の制定など、環境保護を基本国策とした。その具体的な取組みとして環境影響評価や三同時制度等の環境制度や環境保護法を基本法として、法体系が確立して、今後の法制度の発展に大きな基礎を築き上げたといえる。

2. 2 環境法制度の発展

中国は 1990 年代に入って重化学工業が推進され、工業汚染や生態系破壊が顕在化し、一部の地域では環境汚染と生態系破壊が既に経済社会の持続可能な発展を阻害し、公衆の健康にも脅威をもたらした。これらの問題に対処するために、1996 年までに 12 の個別法（森林法、草原法、石炭法など）が制定され、環境保護行政条例、部門令、条例、多数の国際環境条約の締結などが環境法制度に導入された。特に、第 9 次 5 カ年計画(1996～2000)において国家環境保護の 5 カ年計画をスタートさせ、環境保護計画を国民経済と社会発展の中に取り入れた。環境保護は、単純工業汚染の防止・処理から生活汚染、生態保護、農村環境保護、突発環境事件などの領域も総合対策の中に盛り込んだ。1998 年には、國務院の直屬機構である国家環境保護局を国家環境保護総局に格上げした。

2000 年に入ってさらに多岐にわたる環境法制度が整備された。例えば、クリーン生産促進法、清潔生産審査暫定弁法、固体廃棄物汚染環境防治対策法、循環型経済促進法など、他の先進国の環境問題や環境法・環境対策の経験に鑑み、多くの環境法体系が構築された。なお、2008 年には、「国家環境保護総局」が「国家環境保護部」に格上げされ、今日に至る。

2000 年代に入ってまた、部分流域の水汚染が局部的河川から全流域に蔓延し、重大な汚染事件が集中的に勃発することで、突発環境事件の防止が環境保護の重要な課題であった。その解決に向けて、2002 年 3 月に国家環境保護総局が環境応急と事故調査中心を設置するなど、突発環境事件の対応を図った。特に、第 10 次 5 カ年計画(2001～2005)における指導思想と目標では、中国はまだ社会主義初期段階にあり、総合国力がまだ弱く、深刻な環境情勢に直面し、環境保護という基本国策を堅持しなければならないとした。その目標に、2005 年まで環境汚染の状況

を軽減させ、生態環境の悪化傾向に一応ストップをかけることを目標にし、とりわけ、都市部と重点都市の環境質の改善と、環境保護法規、政策、管理体系を健全なものにするとした。

さらに、2005年は環境汚染事故の頻度も高く、広域的になり、影響も大きく、環境汚染が人々の健康に影響を与える問題が日々突出するなどの環境問題が増加した³²⁾。こうした状況の下で、第11次5カ年計画（2005～2010年）では、資源節約型、環境有効型社会の戦略任務と具体措置を提出した。その後、第12次5カ年計画（2011～2015年）では、2015年まで主要汚染物質の排出量を著しく減少させるといった拘束性のある具体的数値目標を掲げている。例えば、二酸化硫黄や窒素酸化物の排出量を2010年よりそれぞれ8%、10%減少させることを目標としている。これは、第11次5カ年計画において二酸化硫黄の削減に対する拘束性のある数字目標の達成を踏まえて、第12次5カ年計画では二酸化硫黄に加え、新たに窒素酸化物に対し総量規制を導入することで、汚染物質の削減を図ろうとしている。

すなわち、社会経済の急速な成長に伴う環境問題の解決に向けて、市場調節と法制度を結合させる方法で環境の改善を図ると共に、環境保護と国民経済の発展を結合させた対策が取られた。特に、国民経済と社会発展のための5カ年計画の実施は、汚染物質に対する有効な削減を実現しており、都市と工業の環境問題だけでなく、農村における環境問題も重視するようになった³³⁾。

II 現行の環境法体系とその問題点

中国は急速な経済成長とそれに伴い集中かつ多様に現われる環境問題の解決に向けて、これまで数多くの環境法体系が構築された。しかし、国内では大気汚染問題や水質汚濁問題などの従来型の公害問題に加え、PM2.5のような複合型の環境問題が集中的に現われ、人々の健康に影響を与えている。このような環境問題に対し、環境法制度における問題点が多く指摘されている。そこで、ここでは現行の環境法体系を整理したうえで、環境法制度の執行上の問題について取り上げることとする。

1. 憲法の規定

中国における環境法体系は憲法を最上位法として、その下位に環境保全に関する基本法として「環境保護法」が置かれており、さらにその下位法として大気汚染や水質汚濁などに関する個別法が制定されている。

環境問題に関して憲法上初めて明確に規定したのは1978年の憲法の改正である。改正された憲法では、環境問題に対し国家は環境と自然資源を保護し、汚染とその他公害を防止・処理することを明示し、その後の1982年に憲法が再び改正され、その中で環境保護はより明確化され

た。例えば、憲法において環境保護に関連するのは、憲法第9条第2項（自然資源について）、第10条第5項（土地所有と利用など）、第22条第2項（名所旧跡や文化財などの保護）である。そして、第26条には自然の合理的利用や歴史文化遺産の保護などを規定し、「国家は生活環境や生態環境を保護・改善し、汚染と他の公害を防止・管理する」³⁴⁾と規定されている。これらの規定は、自然と人文環境資源の厳格な保護と合理的な利用を規定することで、不合理な開発による環境と自然資源の破壊を防止している。

このような環境問題に対する憲法上の規定に基づいて、1982年には海洋環境保護法の制定と施行、1984年には水污染防治法、1987年には大気污染防治法が施行され、2002年には計画段階から環境影響評価を義務付ける環境影響評価法が制定された。

2. 現行の環境法体系

中国の環境問題に関し法令に着目する場合、大きく次のように分類することができる。①自然環境及び生態環境保護関連法。例えば、土地管理法、草原法、森林法、水法等の分野に関する法制度が整備されている。②環境汚染及びその他公害防止関連法。環境汚染は一般的に大気、水、騒音、固体、農薬、放射能、光、熱汚染などに区分され、汚染される対象も水、大気、土壌、海洋などに係るものである。そのため、汚染の解決に向けて、例えば水污染防治法、大気污染防治法、海洋污染防治法、環境騒音污染防治法等に関する法制度が整備されている。③3R関連法。大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動による環境問題と資源問題を同時に克服するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）といったいわゆる「3R」の推進である。例えば、クリーン生産法、循環経済促進法の法制度が挙げられる。④環境関連救済法。主に第11次5カ年計画に、全国人民代表大会常務委員会は、物権法などその他法規に、環境保護の内容を特別に規定している。⑤環境関連の国際条約。気候変動枠組み条約や生物多様性条約などが挙げられる。⑥核と放射能。主に放射能污染防治法や核安全法または原子力エネルギー法が制定されている。

このほかに、2011年に「全国環境保護法規と環境経済政策建設の第12次5カ年計画」³⁵⁾が発表された。主に、税、価格、金融、貿易などの四つの領域の補完、汚染物質排出取引権と生態補償の二つのメカニズムの確立が含まれている。また、民法にも環境汚染損害に対する損害賠償や侵害停止などの規定が、さらに経済法関係においても環境保護規定が設けられている。それに、刑法に汚染問題、野生動物、資源に関し犯罪を処罰する規定が設けられている。刑法第6章第6節は「環境の資源保護を破壊する罪」（原文：破坏环境资源保护罪）とし、3年以上10年以下の有期徒刑判決と罰金を科すると規定し、第9章第408条は「汚職罪」（渎职罪）として、3年以下の有期徒刑ないし拘留判決が下されると規定している。

特に、刑法には環境汚染をした罪の規定はないが、環境保護法第43条において「本法の規定

に違反し、重大な公的・私的財産の損失或いは死傷者を出す重大な環境汚染を引き起こした場合、法に基づいて直接責任者に対し、刑事責任を追及する」と明示している。また、2013年の6月には環境問題に対し新たな司法解釈が公表されている。同司法解釈は2013年6月19日からの施行となっており、最高人民法院、最高人民検察院が「環境汚染刑事案件の審理に適用する法律に関する若干問題についての解釈」³⁶⁾を公布した。これは最高人民法院が環境汚染犯罪に対処するための措置であり、懲罰と犯罪防止に対し重要な役割を果たすことと思われる。公布された解釈は14条項で構成されており、特に、汚染環境罪と看做す条件を低くしている。例えば、これまで環境汚染によって1人以上の死者が出れば犯罪行為とされたが、現在は1人でも重傷者が出れば犯罪行為となる。また、3人以上の死者が出た場合は重い処罰が科されたが、現在は1人でも死者が出れば重刑が下されるようになった。

一方、中国における法制度は、憲法を最上位法としてその下に、総合的環境基本法と環境保護個別法に区分される法律があり、その下に国務院が制定する「行政法規」、またその下に「地方法規」がある。さらに、その下に、国務院の「部門規章」と「地方政府規章」が対等の関係で存在する。

3. 環境法制度の問題点

中国における環境法制度は1972年のストックホルム宣言を皮切りに今日に至るまで40年余りが経過しており、法制度の整備は急速な発展と著しい成果を見せた。例えば、環境立法は先進国の立法理念や実践で得られた有効措置に鑑み、これまで国内の実情に即して環境法体系を整備し、既に9の環境保護の専門法、10以上の自然資源保護法及び30以上の環境法規や規章などを公布した。しかし、こうした数多くの法制度が整備されているものの、国内では依然として深刻な環境問題を抱えており、その問題点の一つに法執行上の問題点が提起されている。

第一に、環境保護制度の不完全性である。すなわち、環境保護政策の内面には構造上の矛盾或いは欠陥があると指摘されている。中国における環境法体系は憲法を最上位としてその下に全ての環境問題に対し基本とする環境保護法が置かれている。このほかにも、全国人民代表大会が公布した基本法、全国人民代表大会常務委員会が示す憲法と基本法に対する立法解釈、国務院による法的拘束力のある行政法規及び行政解釈、国家の各部・委員会による部門規章、国家環境基準、国務院及び各部・委員会、最高人民法院と最高人民検察院による法執行上の司法解釈、地方人民代表大会による法規や地方政府の各執行機関による地方法規などの行政制度と法律が存在する。しかし、このような行政制度と法律が混同されていることで、法律の權威を低下させると共に、行政規章の効率の低下をももたらすと指摘されている³⁷⁾。

第二に、地方政府は環境政策を制定し、執行する際、地方保護主義の傾向が強い。地方政府は政治、行政、法的責任を持っており、これまで環境問題をめぐって国家利益と地方利益及び

地方環境利益と地方経済利益における矛盾などが、環境立法の措置や法執行上において大きな課題となっている。特に、①地方における環境立法は人民代表大会或いは政府が制定するという明確な規定がない。そのため、これまでの地方環境立法において政府によって公布し実施したのが6割で、地方人民代表及びその常務委員会によって公布した地方環境法規は僅か4割程度を占める。このような構造は、地方環境法における環境保護制度や措置は殆ど行政管理制度と措置であるため、立法中に規定した執行手段の殆どは行政命令であり、法責任や義務は殆ど一方的に人に対する管理を強調している。しかも、行政機関による起草法律はその他行政機関において起草した法律間に矛盾や衝突が発生し、各行政機関は自身の利益のために他の部門との協力や協調が乏しく、環境法律の効果が十分に発揮できていない³⁸⁾。②財政面において、中央政府では改革開放以降、分権制と分税制が実施されることで、地方政府の利益が確保された。つまり、経済が発展すればするほど、現地政府が自分で調達できる財政収入が多くなることである。特に、各地方人民法院における活動費用は、例えば給料も地方財政から支給されるようになっており、地方の人民代表大会と党委員会及び政府に対し責任を負わなければならないため、司法は独立できず、地方指導層に左右されやすい体制になっている。また、中国における司法管轄区は現地行政区と同様、法曹人、財源、物など地方の制限を受けており、裁判長は党内の地位或いは行政級別とも同級の地方首長より低い³⁹⁾。それに各級人民法院と検察院は法律の執行と監督に当たって法規に対する解釈権を持っているため、法律を執行するに当たって地方の状況に合わせ、地方擁護勢力に便宜を図る解釈に陥りやすい⁴⁰⁾。

第三に、党と政府は国内の深刻な環境問題に対処するために、持続可能な発展を中心に経済建設と環境建設の調和のとれた政策を推進しているが、核心的事業は依然として経済建設である。中央政府と地方政府は比較的高い経済成長を追求しており、特に、役人の任期制は在職期間中に成績を出さなければならない圧力を抱えている。そのため、国民経済の高度成長やそれによる人々の年平均収入が増加する状況下で、経済成長を最優先課題としがちである。例えば、排出汚染費用と罰金の基準を低く設定するため、企業が環境汚染排出に対する積極性を引き出せない⁴¹⁾。

Ⅲ 環境保護法の構成とその問題点

中国における環境保護法は、早くも1979年に試行法として制定され、その実績を踏まえ10年後には正式に環境保護法として実施され、大きな役割をはたしてきた。しかし、予期していた結果には達していない。その背景には、前述したように法執行上における問題点があげられる。それに、1989年に環境保護法が制定されてからもはや20年余りが経ち、経済的・社会的に大きく変化していく中で、本格的な法改正が行われなかった点も問題点として挙げられる。そのため、中国において環境基本法に該当する環境保護法に対し、社会的状況に適した法改正

の必要性に対する議論が行われている。そこで、ここでは環境保護法の構成とその問題点を述べ、法改正の必要性を探る。

1. 環境保護法の構成

「環境保護法」自体は、1989年の12月26日に第7期全国人民代表大会常務委員会の第11回会議で公布されると同時に、旧環境保護法（試行法）が廃止された（第47条）。同法は第1章から第6章の構成で制定され、「生活環境及び生態環境を保護・改善し、汚染及びその他の公害を防止・処理し、人々の健康を保障し、社会主義現代化建設の発展を促進するために本法を制定する」ことを目的としている（第1条）。また、「環境の保護と改善に顕著な成果を上げた集団や個人は、人民政府により報酬が受けられる」（第8条）、という奨励制度も設けている。

環境質及び国家汚染物質排出基準は、國務院環境保護行政主管部門によって基準が定められる（第9、10条）。中でも、第10条では、国家の汚染物質排出基準と地方の汚染物質排出基準について規定している。すなわち、「國務院の環境保護行政主管部門は、国家の環境質基準及び国家の経済、技術条件に基づいて、国家汚染物質排出の基準を制定する。省、自治区、直轄市の人民政府は、国家の汚染物質排出基準の中で規定していない項目に対して、汚染物質排出基準を制定することができる。国家の汚染物質排出基準の中ですでに規定された項目に対して、地方は国家の汚染物質排出基準より厳しい汚染物質基準を制定することができる。地方の汚染物質排出基準は、必ず國務院環境保護行政主管部門へ報告してその記録に載せなければならない。地方汚染物質排出基準をすでに有している区域に汚染物質を排出する際に、地方の汚染物質排出基準によって執行するべきである。」と規定している。

そして、「汚染物質を排出している企業や事業単位は、國務院の環境保護行政主管部門の規定に従い、申告及び登録をしなければならない」（第27条）と汚染物質排出登記について規定する。また、「排出汚染物質において国家または地方規定の汚染物質排出基準を超えた企業、事業単位は、国家の規定に基づいて基準超過排出費用を納付し、かつ管理する責任を負う。」（第28条）と基準超過された分を徴収するように規定している。さらに、「環境に重大な汚染を引き起こした企業や事業単位に対して、期限内に処理させる」（第29条）と、期限付汚染処理制度が導入され、期限までに達成できない企業に対しては罰金、業務停止、閉鎖することができると規定している（第39条）。

国内環境法と国際条約の関係において、環境保護法第46条では、「中華人民共和国が締結しまたは参加している環境保護に関する国際条約は、中華人民共和国の法律と異なる規定がある際に、国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が保留を声明した条項は除く」と、国際条約の重要性を明確にしている。数年来、国連で開催される会議に積極的に参加することによって、様々な2カ国間条約や多国間条約を締結している。たとえば、『国連気候変動枠組条

約』及び『京都議定書』、『国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約』、『残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）』、『生物多様性条約』及び『生物多様性条約カルタヘナ議定書』並びに『国連砂漠化防止条約（UNCCD）』など 50 余りの、環境保護に関する国際条約に加盟している。

2. 環境保護法の問題点

中国における環境保護法は 1979 年の試行法の実績を踏まえて 1989 年に正式に制定され、もはや 20 年余りが経過しており、生活環境と生態環境を保護・改善し、汚染とその他公害問題を防止・処理するに当たって重要な役割を果たした。他方で、この 20 年間、中国は社会主義計画経済から社会主義市場経済へと移行し、既存の環境問題に加え、新たな環境問題の台頭など深刻な環境問題に直面している。これに対し、中国環境法分野での専門家である常紀文は、計画経済時代に制定された環境保護法は、その時の経済、社会、科学技術と環境状況の背景が、市場経済社会と完全に異なると指摘し、それは立法目的の確立、適用範囲の確定、管理体制の設置、基本原則の創設、基本制度の構築、法責任の構成と実現などといった面から現われると指摘している。しかも、2001 年の WTO の加入と共に、現行の環境保護法は今日の国内の環境保護や地域的・地球的環境問題と自由貿易化の需要に適応できないということを挙げている⁴²⁾。すなわち、現行の環境法に対し中国国内の実情に即した法の抜本的な改正が求められる。

特に、現行の環境保護法の構成内容について常紀文は、①国家が環境問題に対する基本認識を述べていないこと、②政策の総合的枠組みと目標が明確でないこと、③基本政策の規定もバラバラで体系的になっていないこと、④政府の職務が明確でないこと、⑤持続可能な発展の基本国策と戦略を明示していないこと、⑥公衆参加と環境保護の主導性と積極性、⑦環境問題に対し地域的・地球的の国際協力の政策が欠如しているなど、多くの課題を指摘している⁴³⁾。さらに、中国環境保護部の現部長である周生賢は、中国の環境法体制に対し、①経済、技術政策が少なく、実用的政策が少ない、②現行の法規はソフトローに近く、実効性が弱く、企業の違法に対し処罰額が低いし、環境部門において強制執行権が欠如する、③地方保護主義が深刻であり、それが環境執行を妨害し、法があっても依拠しない、執行が厳しくない、違法であっても追究しない現象が普遍的であり、一部地方監督管理が十分な努力を払っていない、④執行監督の工作在が弱いなどといったことを挙げている⁴⁴⁾。

例えば、環境保護法に存在する問題において、環境保護法の第 13 条を挙げることができる。第 13 条では環境影響評価制度について規定しているものの、建設項目の評価に対

し原則的規定や、汚染防止の領域のみで、建設の企画や生態保護などに対し具体的に規定していない。それに第 28 条において、企業や事業単位に対し国家または地方規定の汚染物質排出基準を超過した場合、基準超過排出費の納入が義務付けられており、環境に重大な汚染を引き起こした企業や事業単位に対し、期限付汚染処理制度（第 29 条）が導入され、期限まで達成できなかった企業に対し罰金が科せられるが、汚染物質処理の改善費用より処罰の費用が低いため、企業など事業単位はコストが低い処罰の方を選ぶ。また、持続可能な発展が体现されておらず、企業の環境汚染に対する積極性を引き出していない。1992 年の地球サミットで採択された持続可能な発展の原則を提唱しているものの、環境保護法は環境と経済の関係を中心に規定し、環境と資源、人口などといった面では不十分である。

1979 年の環境保護法（試行法）の制定から今日に至るまで、環境や資源保護と関連する行政法規が 50 余り、地方法規や部門規章及び政府規章が 660 余り等、数多くの法制度が整備されている。しかし、多くの法制度の整備は多くの環境問題の在り方を反映するとともに、その解決に向けた実効性のある法制度の改正が求められる。特に、1989 年にすべての環境保全に対し基本とする環境保護法が制定されてから、今日に至るまで 20 年が立つものの、抜本的な法改正が行われなかった。顕在化しつつある環境問題の解決に向けて、2011 年の全国人民代表大会常務委員会では「環境保護法」の改正に向けて作業に着手し、「目標を限定し、重点を強調する」「体制を安定させ、責務を強化する」「責任を強化し、制度を改善する」ことを基本的な原則としている。

3. 環境保護法の改正の必要性

中国における環境法制度は 1973 年の第 1 回全国環境保護会議を皮切りに大気汚染、水質汚濁、生態環境保護、草原の退化など多岐にわたる環境問題に対処するために、多くの環境立法が体系化されてきた。しかし、急速な経済成長と共に、それによる環境問題が複雑かつ集中的に現われ、それに対処するための立法措置も、十分な分析や実証性の研究が欠如しており、立法の合理性が低いなどといった問題が提示される。特に、あらゆる環境問題に対し、環境保護法を最上位法として、大気汚染や水質汚濁がその下位法として制定されている。しかし、これまで環境保護法をめぐって、法の規定が果たして環境問題に対する基本法となるのか、環境基本法としての役割を果たしているかどうかなどの議論が行われた。

第一に、上記で述べたように環境保全に関する総合的な基本法として、環境保護法が優越性を持つと認識されている。中国は憲法を最高位法とし、環境保護法をすべての環境問題に対する基本として認識し、その下位法として大気污染防治法を始めとする多くの個別法が存在する。しかし、環境個別法は環境保護法と同様に全国人民代表大会の常務委員会で制定されている上

に、「中華人民共和国環境保護法」を根拠にするとといった文脈がないため、学者たちは、環境保護法は単に理論上のものであり、実践的な意義は持っていないと主張している。言い換えると、環境保護法は他の環境個別法より優越性を持っていないといえよう。このような環境保護法に対し、中国環境法の専門家である常紀文は、環境保護法は国家の基本法律に属するため、中国国家最高立法機関である全国人民代表大会の下で制定されるべきであると指摘している。そうすることで、立法の規定に依拠してその他の環境法律、法規と規章の制定や実施を指導することができる⁴⁵⁾と主張している。

第二に、環境保護法の総則で規定している環境保全に関する目的を見てみると、中国における法の目的に社会全体に対する基本的な原則や法分野において制度や政策などを具体的に明示していない。これは、持続的に発展できる社会のシステム作りではないゆえに、地球環境問題に対する規定に対し規定していないことがわかる。特に、環境保護法第4条は環境と開発の協調条項を定めており、経済開発が強化される場合、中国を含む近隣諸国の地球環境問題がなお一層悪化せざるを得ないジレンマが考えられ、法の理念と経済原理との間の衝突の可能性が提起される⁴⁶⁾。

第三に、環境保護法は環境保護問題に対し、総合的かつ総体的に規定している。しかし、法の適用範囲、管理体制、基本原則、基本制度、基本責任の規定等の面で深刻な欠陥が存在する。例えば、生態保護、自然資源保護、立法目的、基本原則と基本制度などからも相当な欠陥が見られる。その上、機関は全国人民代表大会を通さないため、環境保護の面における比較的総合的な法律にすぎないものである⁴⁷⁾。

おわりに

中国は改革開放政策以降、経済的、社会的に大きな発展を遂げており、とりわけ、経済規模はアメリカに次ぐ世界第2位になるほどまで拡大した。その一方で、大気汚染、水質汚濁、黄砂などといった環境問題が集中的かつ多様に現われ、人々の健康に影響を及ぼしている。特に、近年従来型の公害問題の抜本的な解決がない状態で、PM2.5などのような複合型の環境問題が同時に現われているため、環境問題の解決は急を要する大きな課題である。このような問題に対処するために、中国は既存の経済成長方式が抱えている副作用に対処すべく、従来の量的経済成長から質的経済成長への方向転換を図っている。とりわけ、環境法制度の整備による環境問題への解決を中心に推進し、高度経済成長と共に数多くの環境法制度が整備された。しかし、環境問題に対し十分な検討を経ずに、多くの環境立法が構築されてきたため、これまでの整備してきた環境立法の数より質的な措置への転換が必要であることと思われる。

<注>

- 1) 出典：中国政府白皮書 2008『中国的法治建设』
- 2) 野村好弘ほか『発展途上国の環境法—東アジア（環境シリーズ 3）』（アジア経済研究所、1993）57 頁
- 3) 大躍進は、中国社会主義建設のための総路線、大躍進、人民公社の三つの目標中の一つである。
- 4) 金野純『中国社会と大衆動員—毛沢東時代の政治権力と民衆』（御茶の水書房、2008）9 頁
- 5) 北川秀樹『中国環境問題と法・政策—東アジアの持続可能な発展に向けて』（法律文化社、2008）6～8 頁
- 6) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）41 頁
- 7) 王徳発「中国と日本の環境統計の比較」（土曜研究会、2000）1 頁
- 8) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）42 頁
- 9) 原文：「关于保护和改善环境的若干规定（试行）」
- 10) 原文：「关于保护和改善环境的若干规定试行草案」
- 11) 常紀文、陳明劍著『環境法総論』（中国時代経済出版社、2003）7 頁
- 12) 新华网「中国流：改变中外企业博弈的格局」最終閲覧日 2009.9.24
http://news.xinhuanet.com/book/2009-09/17/content_12068056_1.htm
- 13) 常紀文、陳明劍著『環境法総論』（中国時代経済出版社、2003）7 頁
- 14) 平野孝『中国の環境と環境紛争—環境法・環境行政・環境政策・環境紛争の日中比較』（日本評論社、2005）350～351 頁
- 15) 三同時制度とは、建設プロジェクトを行うときに、汚染防止の施設をプロジェクトの本体工程と同時に設計、施工、使用開始するということである。
- 16) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）43～44 頁
- 17) 北川秀樹『中国環境問題と法・政策—東アジアの持続可能な発展に向けて』（法律文化社、2008）8～10 頁
- 18) 片岡直樹『中国環境汚染防止法の研究』（成文堂、1997）19～20 頁
- 19) 大和田滝恵「中国環境法（試行）の断面—近代化焦請の中の継続と非継続」PDF 文章、3～4 頁、
http://nls.nii.ac.jp/els/110002793536.pdf?id=ART0003085117&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1260083009&cp=最終閲覧日 2009.12.5
- 20) 中国政府網 HP「环境保护状况」http://www.gov.cn/test/2012-04/10/content_2110072.htm 最終閲覧日 2012.10.20
- 21) 加藤一郎編『中国の現代化と法—法律家の見た新しい中国』（東京大学、1980）122 頁
- 22) 片岡直樹『中国環境汚染防止法の研究』（成文堂、1997）24 頁
- 23) 同法は、環境保全のための経済的手法であり、国の規定された汚染排出基準を超過した汚染物質に対して、その濃度と数量に基づいて基準超過の汚染費用を徴収する法律、いわゆる課徴金制度である。
- 24) 片岡直樹『中国環境汚染防止法の研究』（成文堂、1997）24～26 頁
- 25) 「环境保护是中国的基本国策」（環境保護は中国の基本国策である）
- 26) 三統一とは、経済効果利益、社会効果利益、環境効果利益（経済効果、社会効果、環境効果）のことをいう。
- 27) 三同時とは、経済建設、都市農村建設（城乡建设）、環境建設を同時に計画・実施・発展させることをいう。（同时规划，同时实施，同时发展）
- 28) 片岡直樹『中国環境汚染防止法の研究』（成文堂、1997）30～31 頁
- 29) 片岡直樹『中国環境汚染防止法の研究』（成文堂、1997）39 頁
- 30) 中国政府網 HP「环境保护状况」http://www.gov.cn/test/2012-04/10/content_2110072.htm 最終閲覧日 2012.10.20
- 31) 中国政府網 HP「环境保护状况」http://www.gov.cn/test/2012-04/10/content_2110072.htm 最終閲覧日 2012.10.20
- 32) 中国政府網 HP「环境保护状况」http://www.gov.cn/test/2012-04/10/content_2110072.htm 最終閲覧日 2012.10.20
- 33) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）47～48 頁
- 34) 原文：「国家保护和改善生活环境和生态环境，防治污染和其他公害」
- 35) 原文：“十二五”全国环境保护法规和环境经济政策建设规划
- 36) 「最高人民法院、最高人民检察院关于办理环境污染刑事案件适用法律若干问题的解释」中国最高人民

- 法院 HP（司法解釈）http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201306/t20130619_185492.htm 最終閲覧日 2013.10.14
- 37) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）70 頁
- 38) 姜素紅「論我国地方環境立法之完善」<http://www.lawtime.cn/info/knowledge/hjflw/2010122928807.html> 最終閲覧日 2013.11.29
- 39) 肖爰「論区域環境法治中的權利結構」法学杂志，2011 年第 9 期
- 40) 包茂紅著、北川秀樹監訳『中国の環境ガバナンスと東北アジアの環境協力』（はる書房、2009）71～72 頁
- 41) 包茂紅『中国の環境問題と環境政策』CHINA 研究（プサン大学中国研究所、2007）347～348 頁
- 42) 常紀文「关于修订环境保护法的若干建议」
中国法学网 <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=1413> 最終閲覧日 2012.04.03
- 43) 常紀文「国外环境保护基本政策的建设经验及对我国环境基本法制定的启示」
中国法学网 <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=1414> 最終閲覧日 2012.04.03
- 44) 周生贤「我国环境保护环保政策法规仍存在四大“软肋”」
新华网 http://news.xinguanet.com/environment/2006-12/13content_5478736.htm 最終閲覧日 2012.04.03
- 45) 常紀文「现行环境保护法存在的主要问题及其修订对策」
中国法学网 <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=552> 最終閲覧日 2012.04.03
- 46) 針生誠吉、安田信行編『中国の開発と法』（アジア経済研究所、1993）239 頁
- 47) 常紀文、陳明劍著『環境法総論』（中国时代经济出版社、2003）42 頁

受入教員（國谷知史教授）